

## 第23号議案

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第1号中「412,200円」を「413,300円」に改め、同項第2号中「50,300円」を「50,500円」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成27年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。